

県南広域振興局長告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年3月19日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8番7号	アースサポート株式会社一関在宅サービスセンター	一関市上大槻街4番23号	平成22年3月5日

2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
財団法人総合花巻病院	花巻市花城町4番28号	総合花巻病院訪問看護ステーションこっぼら	花巻市東和町土沢1区25番地1コーポ山久1-3号室	平成22年3月1日

3 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8番7号	アースサポート株式会社一関在宅サービスセンター	一関市上大槻街4番23号	平成22年3月5日

4 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
財団法人総合花巻病院	花巻市花城町4番28号	総合花巻病院訪問看護ステーションこっぼら	花巻市東和町土沢1区25番地1コーポ山久1-3号室	平成22年3月1日